

平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録
目次

第1号(5月24日)

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のための出席者	4
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	8
議案第3号	9
一般質問	12
閉会の宣告	18

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第64号
平成28年5月13日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 石 井 恵 子

平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時30分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成28年5月24日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成28年5月13日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

平成28年5月24日(火)

午後3時30分開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第6 一般質問
-

出席議員(12名)

1番	森	谷	宏	議員	2番	小田川	敦	子	議員
3番	石	井	昭一	議員	4番	小	易	和彦	議員
5番	秋	谷	公臣	議員	6番	日	下	みや子	議員
7番	小	泉	嚴	議員	8番	田	中	和八	議員
9番	日	暮	栄治	議員	10番	芝	田	裕美	議員
11番	石	井	恵子	議員	12番	小	泉	文子	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	伊 澤 史 夫 君
監 査 委 員	松 丸 幹 雄 君
会 計 管 理 者	河 崎 啓 二 君
事 務 局 長	渡 邊 忠 明 君
事 務 局 次 長	篠 藤 和 夫 君
総 務 課 長	川 上 清 美 君
あ じ さ い 所 長	篠 藤 和 夫 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	川 名 雅 之 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國 井 潔
白井市環境課長	川 上 利 一
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小 高 仁 志

事務局職員出席者

総務課長補佐	伊 藤 周 一
しらさぎ所長補佐	鈴 木 朋 彦
総務課総務財政係長	栗 原 稔
総務課総務財政係主査補	鈴 木 充

午後 3時30分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井恵子議員） 皆様、本日はご多忙の中、ご参集をいただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

それではここで、本年4月1日より新しく就任されました河崎啓二会計管理者に自席にてご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者（河崎啓二君） 当組合会計管理者を仰せつかりました鎌ヶ谷市会計管理者の河崎と申します。よろしく願いいたします。

○議長（石井恵子議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、8番、田中和八議員、9番、日暮栄治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（石井恵子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（清水聖士君） 平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案3件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業につきましては、本年3月に2カ年にわたる工事が完了し、完成検査を経て、引き渡しが行われたところであり、今後とも焼却施設周辺地域への環境負荷の低減及び安全で安定的な操業を継続してまいります。

次に、周辺整備事業における廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定事業につきましては、このたび廃棄物処理施設周辺整備実施計画を策定いたしました。今後は、事業を着実に推進して、周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されたことにより、関係する条例を改正するものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対し、現職職員への働きかけの規制等を規定し、職員の退職管理の適正を図るものでございます。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、鎌ヶ谷市の平成28年3月議会において、特例措置を規定する条例が可決されたことから、組合においても同様の特例条例を定めるものでございます。

具体的には、3級以上の職員について、平成28年6月1日から同年9月30日までの間及び平成29年4月1日から同年9月30日までの間、給料月額を100分の2削減しようとするものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第3、議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行おうとするものでございます。

それでは、今回の条例の内容でございますが、第1条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、以下派遣条例と略しますが、派遣条例の一部改正でございます。

改正の内容につきましては、派遣条例第2条において、用語の整理を行おうとするものでございます。

次に、第2条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、以下公表条例と略しますが、公表条例の一部改正でございます。

改正の主な内容につきましては、公表条例第3条で、公表する報告事項のうち「及び勤務成績の評定」を削除し、新たに「職員の人事評価の状況」並びに「職員の退職管理の状況」を加えるものでございます。

また、公表条例第3条、第5条において、用語の整理を行おうとするものでございます。

次に、第3条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、以下勤務時間条例と略しますが、勤務時間条例の一部改正でございます。

改正の内容につきましては、勤務時間条例第1条、第8条及び附則において、用語の整理を行おうとするものでございます。

次に、第4条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例、以下給与条例と略しますが、給与条例の一部改正でございます。

内容でございますが、給与条例第1条及び附則において、用語の整理を行おうとするものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項では施行期日を定め、公布の日から施行し、改正後の派遣条例、公表条例、勤務時間条例及び給与条例の規定につきましては、平成28年4月1日から適用するものでございます。

また、附則第2項では経過措置を設けておきまして、第2条の規定による改正後の公表条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における人事行政の運営状況の報告に係る事項について適用し、平成27年度までの人事行政の運営の状況の報告に係る事項については、なお従前の例によることを規定するものでございます。

以上で、議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立全員です。

よって、議案第1号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対し、現職職員などへの働きかけの規制等を規定し、職員の退職管理の適正を図るための条例を定めようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第2条は再就職者による依頼等を規制するもので、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前についていた者は、当該職についていたときに在籍していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないと規定するものでございます。

第3条は再就職情報の届け出を規定するもので、管理または監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位についていた場合、または営利企業の地位に

ついていた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、再就職情報を届け出なければならぬと規定するものでございます。

最後に附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（石井恵子議員） 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、組合職員の給与の支給につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくことから、組合におきましても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めるものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は、職員の給料の特例を定めたもので、第1項は、平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間及び平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額を給料として支給することを定めたものでございます。

第2項は、休職者に対する規定を定めたもので、第1号は、公務災害等による休業者につきましては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を、第2号は、結核性疾患または心身の故障による休職者につきましては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号は、刑事事件に関し起訴された場合は、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に、給与条例第

21条第4項の規定により適用職員に支給される給与に係る割合、具体的には100分の60以内を乗じて得た額を支給することを定めたものでございます。

第3項及び第4項は、給与が減ぜられて支給される適用職員及び育児休業の部分休業の承認を得ている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでございます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項は、施行期日を平成28年6月1日とするものでございます。

附則第2項では、平成27年5月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については廃止することを規定しております。

附則第3項では、平成28年6月1日から平成28年6月30日までの間における特例を定めるもので、第1条第1項及び第2項中、「100分の2」とあるのは「100分の6」とするものでございます。

これは、鎌ヶ谷市職員の給与の特例に関する条例において、平成28年度における特例期間が平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間となっており、2カ月間の差が生じることから、鎌ヶ谷市職員と組合職員の均衡を図るため、4月及び5月分の減額措置を6月分で行うものでございます。

以上で、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。

事前に通告がありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 皆様、こんにちは。

柏市の日本共産党の日下みや子でございます。

ただいま提案されました議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、3点質問をいたします。

1点目ですけれど、当組合職員の給与条例は、鎌ヶ谷市職員の給与条例に準用することになっていることから、鎌ヶ谷市に準じて、今議会に当組合職員の給与の削減が提案されているとのことですが。

提案理由には、給与水準の適正化を図るためとありますが、その適正化の内容についてお示しいただきたいと思っております。

それから2点目ですけれど、この減額措置は28年度と29年度の2年間にわたってそれぞれ6カ月間、2%の給与の削減を行おうとするものですが、その影響額についてお示しください。

3点目ですけれど、既に当組合では25年度に1%、26年度1%、27年度に1%と連続の削減が行われております。5年間の連続削減による影響額は、1人当たり平均幾らぐらいになるものか、お答えいただきたいと思います。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまの柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の質疑につきましてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。

初めに、1点目の給与水準の適正化の内容についてお答えいたします。

当組合の給与条例は、鎌ヶ谷市職員の給与条例を準用しておりますが、鎌ヶ谷市の給与制度は千葉県制度を基本に考えてございますので、現時点における適正化の基準は千葉県の給与水準ということになります。

なお、給料水準を示す指標といたしましてはラスパイレス指数がございしますが、ラスパイレス指数は手当を対象とせず、給料のみを比較したものであり、各団体固有の職員構成を考慮しない点、また国は局長などの指定職を除いて算定しているなど、幾つかの問題点が指摘されております。

しかしながら、ラスパイレス指数は給与水準を示す一つの指標として各団体で公表されており、また鎌ヶ谷市におきましては指標が高い数値であったことも含め、近隣市等との給与水準及びこれまでの削減措置の分析から、より効果的な適正化が必要と考え、所要の措置を講じるため特例条例を制定したものと伺っております。

次に、2点目の影響額についてでございますが、削減の対象となる3級職以上の職員は19名で、職員1人当たりの平均年間影響額につきましては、平成28年度が4万5,211円、平成29年度が4万5,723円と試算しております。

なお、月額の影響額につきましては、特例期間が4月から9月までの給料月額を対象としておりますことから、この間における職員1人当たりの平均額は、平成28年度が7,535円、29年度が7,620円となります。

最後に、3点目の5年間の1人当たりの平均影響額についてでございますが、平成25年度から平成29年度までの5年間の総額は441万2,700円、職員1人当たりの平均影響額は22万7,482円と試算しているところでございます。

○議長（石井恵子議員） 第2問、日下議員、ございますか。

○6番（日下みや子議員） 2問目は結構です。

○議長（石井恵子議員） 以上で日下議員の質疑を終わります。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 日本共産党の日下みや子です。

議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例案に反対の立場で討論を行います。

ただいまの答弁でも示されましたように、給与水準の適正化の根拠にしているのがラスパイレス指数というものです。

このラスパイレス指数とは、国家公務員を100とした場合の給与水準を示すもので、算出方法は一般行政職について、国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、答弁にもありましたように、極めて一面的な指数にすぎません。そもそも職員給与について、政府は地方公務員法の第14条、情勢の適応の原則とした人事委員会の勧告に従って改正を求めてきました。ラスパイレス指数はそれにも反するものでありまして、給与改定の理由にする法的な根拠は存在いたしません。

政府はこの間、公務員と民間を含む賃金抑制政策を進めてきました。地方の民間賃金に重大な影響を及ぼす地方公務員の賃金水準の引き下げは、地域経済にも深刻な影響を与えます。

それはまた、人員削減や多忙化の困難な中で、公務公共サービスを担う多くの地方公務員の意欲をそぎ、とりわけ自治体職員のアスを担う青年職員の将来設計を狂わせ、人材の確保・育成を阻害するものとなるでしょう。

また、デフレ脱却を目指す安倍政権の経済政策に照らしたとき、今回の削減要請が真っ向から矛盾する政策であることも指摘せざるを得ません。

地方公務員の給与決定は、自治体の自己決定が尊重されるはずであり、今回の給与削減は全く道理に合わないものであり反対をいたします。以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（石井恵子議員） 日程第6、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 柏市、日本共産党の日下みや子でございます。

通告に従って、一般質問を行います。

質問の内容は、いずれもごみ問題についてです。

日本では、つい最近まで大量生産、大量消費、大量廃棄のごみ行政が進められ、その結果、最終処分場など埋め立てが困難になったり、ダイオキシンが大量発生するなど環境破壊が深刻化する中、循環型社会形成推進基本法が2000年に制定、また2010年12月には、廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が制定され、さらに2013年5月、第3次循環基本計画が制定されました。それによって廃棄物の3Rと廃棄物の処理に至るまでの全責任を生産者が負う拡大生産者責任の推進が明確化されてきました。

当組合でもそれらを受けて、平成25年3月に一般廃棄物処理基本計画が策定され、それに基づいたごみ行政が進められています。

そこで1点目、ごみ減量化に向けて伺います。

当組合のごみの排出量の現状と今後のごみ減量化への取り組みについてお示してください。

また、柏市旧沼南地域にオープンしたショッピングモール「アリオ」から排出されるごみはどのようなのでしょうか。

2点目は、ごみの収集業務についてです。

高齢化により、収集所までごみを運ぶことが困難になっている方がふえております。それに伴って、柏市では戸別収集の取り組みが議会で議論になっています。

この問題について、当組合はどのような認識に立っておられるのか、お聞きしたいと思います。

3点目は、ごみ焼却施設についてです。

クリーンセンターしらさぎの長寿命化計画について、検討の状況をお示しいただきたいと思います。以上です。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

大きなご質問としては3点ございました。

初めに、大きなご質問の1点目、ごみ減量化に向けてのご質問にお答えいたします。

お尋ねは、組合のごみの排出量の現状と今後のごみ減量化への取り組み及びショッピングモール「アリオ」から排出されるごみについての2点でございました。

まず、1点目のごみの排出量の現状と今後のごみ減量化への取り組みについてでございます。

現在のごみの排出量につきましては、過去3カ年で申し上げますと、平成24年度が4万8,010トン、平成25年度は4万8,436トン、平成26年度では4万7,880トンとなっております。人口で割り返した

1人当たりの排出原単位で申し上げますと、平成24年度が812グラム、平成25年度が821グラム、平成26年度では809グラムとなっております。

ごみ総量で申し上げますと、横ばいもしくは減少傾向となっておりますが、一般廃棄物処理基本計画のごみ編におきましては、平成29年度までの排出原単位を平成23年度比約5%の削減である782グラムとしており、平成26年度時点におきましては27グラム未達成の状況となっておりますところでございます。

今後におきましては、目標達成のため、引き続き市民へのごみ減量の啓発や水切りの徹底、一般廃棄物収集運搬許可業者への搬入物検査の継続実施やごみ減量化に対する指導、構成市と協力したごみ減量化への呼びかけなど、啓発活動を実施してまいります。

次に、2点目の柏市旧沼南地域にオープンいたしましたショッピングモール「アリオ」から排出されるごみにつきましてでございますが、当該事業者から排出されるごみにつきましては、各テナントなどから排出されるものとして、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。

そのうち当組合での処理対象としているのは一般廃棄物で、組合にはリサイクルできない食品残渣や再生できない紙ごみ、割り箸などの木くずである一般廃棄物の搬入がでございます。

その他リサイクル可能な紙ごみや段ボール、鉄くずなどについては、アリオ側にて再生工場などに売り払い、資源化を行っており、また産業廃棄物につきましては、県内等の産業廃棄物処理施設にて処理を行っていると伺っております。

次に、大きなご質問の2点目、ごみ収集業務についてのご質問にお答えいたします。

お尋ねは、高齢化に伴う戸別収集の取り組みなどに対する組合の認識についてでございます。

高齢化により、ごみ袋を集積所まで運べない方や、ヘルパーの方などの助けなしではごみをまとめることも困難な方がふえていることは認識してございます。

また、現在、介護保険制度に基づく生活支援を含めたごみ出し支援の取り組みが全国的に広がりつつあり、その手法も自治体の直営や委託された業者が高齢者のごみ運搬作業を代行する直接支援型や、自治会や地域のコミュニティー協議会などが主体となるコミュニティー支援型などさまざまでございます。

組合といたしましては、戸別収集などのごみ出しの支援につきまして、構成市での議論を踏まえ、必要に応じて構成市と連携を図りながら調査研究をしてみたいと考えております。

最後に、大きなご質問の3点目、ごみ焼却施設についてのご質問にお答えいたします。

お尋ねは、組合のごみ焼却施設における長寿命化計画についての検討状況についてでございます。当組合の処理施設の長寿命化につきましては、一般廃棄物処理基本計画において、平成28年度から平成29年度を準備期間として、平成30年度から平成31年度に長寿命化工事を計画しており、現在長寿命化工事以降、ごみ処理施設を15年使用する予定で検討しているところでございます。

工事の内容につきましては、1系及び2系焼却設備の機能回復、安定燃焼の向上や容量の適正化を

目的として、給じん装置の変更、焼却炉耐火物及びろ過式集じん器缶体の全面補修、並びに送風機類の更新などを検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 再質問を許します。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） まず、ごみの減量化に向けて4点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、一般廃棄物処理基本計画ではごみ減量化の目標につきまして、平成23年度比で29年度までに約5%の削減と掲げています。この目標は、千葉県や柏市に準じたものと思われまして、

ところで、この5%はどのようなことを根拠に導き出されたものですか、お示しいただきたいと思っております。

2点目、答弁でこの間のごみの推移について、総量として、横ばいもしくは減少傾向との認識ですが、今後も減少すると言えるのでしょうか。

また、24年度から27年度の家庭系と事業系の排出量は、目標値に照らしてどうでしょうか。

3点目、29年度までに5%削減と掲げている目標は達成できるのでしょうか。現状の到達について、どのように認識されていらっしゃるのか、お示してください。

目標達成に向けた取り組みは、市民や事業者等への呼びかけ、啓発活動が中心のようではございますけれども、そのような一般的な取り組みでは目標の達成は難しいのではないのでしょうか。平成26年8月の議会で、所長は必要に応じた新たな減量化の施策の検討が必要と述べておられますが、この点について見解をお示してください。

4点目、ショッピングモール「アリオ」から排出されるごみの量はどの程度と見込んでいるのでしょうか。それによって、ごみの排出量は目標値に照らしてどうなるのでしょうか、お示しいただきたいと思っております。以上です。

○議長（石井恵子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ただいまの4点の質問につきまして、ご回答をさせていただきます。

まず、ごみ減量化の目標値5%の根拠についてお答えいたします。

環境省にも確認したところ、本目標値は中央環境審議会において審議されたもので、平成17年度の全国のごみ排出量5,273万トンをもとに減量施策等を行うことで、平成27年度に6.3%の減量を見込んで算定した排出量が約4,900万トンとのことでした。

また、国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成22年12月作成）では、平成19年度排出量を5%削減することが定められ、量にすると4,845万トンとなります。

なお、廃掃法に基づくごみ処理基本計画策定指針では、一般廃棄物処理計画の作成に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえること、市町村が当該市町村の区域を超えて一般廃棄物の搬入または

搬出を行っている場合には、当事者である市町村相互の一般廃棄物処理計画に食い違いがないように努めることが定められております。

本組合の一般廃棄物処理基本計画は、これらの定めにとり策定されているものでございます。

続きまして、2つ目のごみ排出量の推移について、平成24年度から平成27年度のごみ排出量のうち、可燃ごみの推移を家庭系と事業系の内訳をあわせてお答えいたします。

家庭系は、平成24年度2万4,616トン、平成25年度2万4,361トン、平成26年度2万4,430トン、平成27年度2万4,302トンであり、平成24年度比で314トン減、率にして1.28%減となっております。

事業系では、平成24年度8,735トン、25年度9,468トン、26年度9,645トン、27年度9,861トンであり、平成24年度比で1,126トン増、率にして12.89%の増となっております。

合計では、平成24年度3万3,351トン、25年度3万3,829トン、26年度3万4,075トン、27年度3万4,163トンであり、平成24年度比で812トン増、率にして2.43%増となっております。

家庭系は減少傾向にございますが、事業系は増加傾向となっております。

今後については、事業活動の活性化に伴う事業系ごみ排出量増加が見込まれるため、減少していくとは言いがたい状況でございます。

3問目の5%削減目標の達成に対する認識、目標達成に向けた取り組み及び減量化施策についてお答えいたします。

計画策定基準年度でございます平成23年度と比較いたしますと、家庭系ごみにつきましては市民の皆様のご協力により減少しているものと考えておりますが、現在に至るまでに社会状況の変化や地域事業の活性化によりまして、5%削減目標の達成につきましては厳しい状況であると考えております。

平成26年8月議会におきまして、必要に応じた新たな減量化施策の検討が必要とお答えしたことにつきましては、これまでも市民に対してごみの減量や水切りの徹底を啓発し、また一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業者に対して搬入物検査等を継続実施することにより、減量化及びリサイクルに対する指導を行っているところですが、今後も継続して構成市と協力いたしまして、減量化への呼びかけ等啓発事業を実施していきたいと考えております。

4つ目のショッピングモール「アリオ」から排出されるごみ量の見込みについてお答えいたします。

先方より年間1,000トンの排出を予定していることの報告を受けております。今後、食品残渣のリサイクルを検討しまして、排出量の抑制に努めることについて、これも報告を受けております。

目標に照らした場合につきましては、非常に厳しい状況になると考えております。以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 日下議員、ありますか。

○6番（日下みや子議員） 次に、ごみの収集業務についてです。

1点目、基本計画の収集運搬計画には高齢化社会の対応として、高齢者等に対するごみの収集、運搬体制を検討しますとあります。

平成25年5月定例会で平野議員の質問に、所長は先進自治体について具体的に紹介しております。計画から既に3年が経過をしているわけですが、何も進んでいないのではないのでしょうか。

次に、ごみ焼却施設について伺います。

平成25年度の柏市包括外部監査におきまして、3施設を有する柏市のごみ処理施設について、他の自治体と比べ処理能力が過大であると指摘されております。平成23年度の調査結果のデータから、柏市北部クリーンセンターの稼働率は55.4%です。南部クリーンセンターが28.5%。2施設の平均が43.2%です。クリーンセンターしらさぎは40.5%です。それに対して、千葉市57.3%、船橋市62%、市川市55%、松戸市62.4%、我孫子市46.7%、野田市43.9%、流山市53.1%です。近隣自治体の中で柏市の焼却施設は最も低い稼働率であります。

このことから考えますと、クリーンセンターしらさぎの長寿命化計画における延命化対策工事において、現状の3炉から2炉体制へ施設を縮小させることは不可欠と考えますが、確認したいと思いません。

○議長（石井恵子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 最初のごみ収集業務についてお答えいたします。

高齢者等に対する収集運搬体制の検討についてでございますが、繰り返しになりますが、当組合は集積所に排出されたごみの収集を業務としており、ごみ集積所の設置や集積所に排出されるまでの啓発等は構成団体が担っている状況でございます。

このため、継続して構成市と導入効果や福祉部門との連携についても調整し、協議、検討してまいります。

続きまして、ごみ焼却施設についてのご質問についての回答でございます。

クリーンセンターしらさぎの延命化対策工事につきましては、現在クリーンセンターしらさぎにおきましては1炉及び2炉の交互運転によりまして稼働をしている状況でございます。

延命化対策工事につきましては、今後急激なごみ量増加等が発生しない限り、2炉体制での延命化対策工事を行う予定で検討をしております。以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 日下議員、ございますか。

○6番（日下みや子議員） では、最後に意見だけ申し述べたいと思います。

ごみ減量化5%削減の目標は、日本のごみの排出量を減らす目標として、平成19年度比で平成27年度までの目標として設定されたものとのことでした。

私の手元にある資料を見ますと、日本のごみの排出量は平成25年度で4,487万トンになっていますので、この時点で国の5%削減目標というのは達成されているんですね。

そもそもこの5%という目標が妥当なものなのかどうか、これも聞きたいと思うんですけども、日本の排出量は、平成12年度から22年度までの10年間は、ずうっとごみが削減されまして、これはいろんな取り組みがあったわけですけども、17%減少してきているんですね。それに対して平成22年

度以降というのは、微増、微減の横ばい状態です。中でも事業系のごみが増加傾向にあるんですね。これは先ほどの御答弁にもありましたように、当組合のごみの排出量も同じ状況だと思います。一般的に事業系ごみは、本来家庭ごみより分別、資源化しやすいわけですから資源化が楽なはずなんですよね。ですから今後の対策が求められると思います。

今、全国の自治体の中にはごみの量、特に焼却ごみを大幅に削減することによって焼却炉の廃止ですとか、新增設の中止などを実現して環境への悪影響を取り除き、財政負担を大幅に減少させるなどの成果を上げているところが各地に生まれております。

幾つか紹介しますと、生ごみで質のよい堆肥づくりに成功し、生ごみ処理がまちの活性化の原動力になっている山形県の長井市。ごみの処理費用は全国の平均の約半分を実現している、ここは前に平野議員も紹介した鹿児島県の志布志市なんですけれども、ここは焼却炉をつくらないでごみ処理費用を全国平均の半分にしているんですね。また、ごみの埋め立て場所が困難になって3年間で30%ものごみ減量に成功した名古屋市というのはよく知られているところだと思います。ごみを大幅減量させ、2つの焼却炉を廃止し1,100億円の改修費を節約して、運営費も年間6億円削減しているのが横浜市などです。

ですが、こういう取り組みが広がっている一方では、ごみ減量、資源化を阻害する高効率ごみ発電推進の流れもあります。これについて、私、今後の議会でまた問題点を述べていきたいと思っております。

ごみ問題の解決の基本は、国が定めている3Rと拡大生産者責任、これを徹底すること以外にないと思うんですね。

ところが、実際には拡大生産者責任といいましても、その法制化がされていない。ここをやはり実現することによって、飛躍的なごみ減量化を図っていく、こういったことが今問われていると思います。

この視点で、ごみ減量化に向けて今後も考えて、いろいろな問題を皆さんと考え、提起をしていきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（石井恵子議員） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（石井恵子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

午後 4時24分 閉会